

# 「圓明院洗心会」会則

## 第1条 名称

本会の名称を「圓明院洗心会」と称す。

## 第2条 事務所

本会の事務所を千葉県君津市山本1535番地圓明院内に置く。

## 第3条 入会資格

本会は、原則として首都圏に在住する者の正会員と特別会員及び当会の趣旨に賛同する企業や個人の賛助会員で組織する。

## 第4条 目的

本会は宗教法人圓明院の行う宗教行事や本会が主催する地域親睦活動を通じて、会員相互の親睦と自然に触れ親しみ心身の安息を図る活動を行う事を目的とする。

## 第5条 事業

本会は、下記の事業を会員の要望を取り入れながら適時企画し行う

- 1 春・秋彼岸年2回の永代供養者追善法要を行う
- 2 新年始めに関東近県の七福神を中心とする「福神」参拝・巡礼を行う。
- 3 4月春巡礼を行う。自然に親しむ親睦会を行う。(いちご狩り等)
- 4 8月施餓鬼万霊供養祭を行う。「落語」「演芸」などの鑑賞会
- 5 9月～10月収穫祭 農作業を通じて収穫に感謝する親睦会
- 6 年に1度霊場巡礼を企画し敢行する。

## 第6条 役員

本会運営のため、次の役員を置く。役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

顧問	1名
会長	1名
庶務	1名

各役員の職務は次のとおりとする。

顧問	会の運営に関して適時意見を述べる。
会長	本会を代表して会を統括する。
庶務	本会の会計等庶務を行う。

## 第7条 会 議

本会の会議は、上記役員による役員会とし事業運営を決定する。

## 第8条 運 営

本会の運営は、会員から徴収する参加費と宗教法人圓明院から支出される特別会費及び賛助会員からの寄付金等により運営する。

## 第9条 入会金

本会の入会金を下記のとおり定める

普通会員 10,000 円

特別会員 20,000 円

## 第10条 年会費

本会は普通会員及び特別会員から年会費の徴収はしない。

## 第11条 会計年度

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

## 第12条 脱 会

本会の会員は、会員よりの申し出によりいつでも脱会できる。

## 第13条 活動報告および広告

本会の活動及び広告は、全て本会ホームページ及びメールにて適時行う。

## 第14条 変 更

この会則は、役員会において承認されれば変更できる。変更が生じた場合は7日以内に全会員に通知する。

付 則

この会則の中の第9条に定める入会金を下記にの者に限り無料とする。

記

東京都・神奈川県・君津市・木更津市・富津市・袖ヶ浦市在住で、生活保護受給者の方（生活保護受給証明書をお持ちの方）

付 則

平成27年6月1日から施行する。